

## 新型コロナウイルス感染症に係る「セーフティネット保証4号」の対象事業者に対する県制度融資の保証料をゼロにします！

国は、新型コロナウイルス感染症によって多数の中小企業者が売上減少等の影響を受けていることから、その資金繰りを支援するため、47都道府県全てを、「セーフティネット保証4号」の適用地域として指定し、3月2日(月曜日)から発動することとしました。

県では、この「セーフティネット保証4号」の対象となる県内中小企業・小規模事業者に対し、県の制度融資「緊急経済対策資金」の保証料負担をゼロとすることにより、資金繰り支援を強化します。

### < 県制度融資「緊急経済対策資金」による金融支援 >

セーフティネット保証4号(※)の認定を受けた中小企業は、県制度融資「緊急経済対策資金」を保証料負担ゼロで利用することができます(信用保証協会による100%保証)。

#### < 融資条件 >

- (1) 融資利率: 1.3%
- (2) 保証料率: 0.0% (所定料率0.8%を全額県が負担)
- (3) 融資限度額: 1億円
- (4) 返済期間: 10年以内(据置2年以内)
- (5) 開始日: 令和2年3月2日(月曜日)
- (6) 申込先: 取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

※セーフティネット保証4号について

#### (1) 根拠法

中小企業信用保険法(第2条第5項第4号)

#### (2) 制度概要

自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度

#### (3) 対象者

以下(1)(2)の両方を満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業

- (1) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること